

## 武蔵村山市まちづくり基本方針策定委員会設置要綱

## (設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づき武蔵村山市の都市計画に関する基本的な方針（以下「まちづくり基本方針」という。）を定めるに当たり、必要な事項について検討するため、武蔵村山市まちづくり基本方針策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、まちづくり基本方針の策定に必要な事項について、審議し、及び検討する。

## (組織)

第3条 委員会は、委員17人をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げるところにより市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者 3人
- (2) 関係行政機関の職員 6人
- (3) 関係団体の役員 3人
- (4) 公募による市民 4人
- (5) 都市整備部長の職にある者 1人

## (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、最初の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者を出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

## (庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

## (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月9日から施行する。